

議会運営委員会記録

令和3年12月16日（木）

開議 14時 38分

閉議 16時 18分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕 芦谷議員、佐々木議員、西田議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

- 1 令和4年3月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1
 - 個人一般質問は3日間で行う（昨年度は4日間）
 - 1月24日（月）に臨時会議を開催。事前の議会運営委員会は1月19日（水）の午前10時から全員協議会室で開催する。
 - 1月から3月までの運営について次の5点を確認し了承を得た。①委員会での執行部報告事項は事前に資料熟読で、執行部は補足説明のみとして質疑を行うこととする。②所管事務調査はこれまでと同様に執行部から資料説明後、質疑を行うこととする。③傍聴席の制限も今回と同様に行うこととする。④各種会議中への執行部の出席者は案件の該当者のみ出席とすることとする。⑤予算決算委員会及び全員協議会の会場を議場とする。

- 2 陳情審査方法の検討について（意見陳述について） 資料2
 - 3月定例会議での意見陳述は実施する。
 - 実施方法は会派で持ち帰り、再度会派としての意見を提出する。

- 3 特別委員会について 資料3
 - 再度会派持ち帰り。次回までに協働のまちづくりだけでなくその他の特別委員会の設置の有無も含めて会派内で協議。具体的には「設置目的」「委員定数（選出区分）」「設置時期」について。次回は会派で最終案をきちんとまとめること。

4 浜田市議会基本条例の見直しについて

資料4

- ▶ 本日の議会運営委員会終了後に配付する書式を確認し、1月31日までに各会派で協議して提出する・

5 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[14 時 38 分 開議]

布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は10人で定足数に達している。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年3月浜田市議会定例会議の会議予定について

布施委員長

資料1について、事務局長。

古森局長

(以下、資料をもとに説明)

布施委員長

ただいまの説明について質疑等はあるか。

川上委員

1月19日の議会運営委員会だが、時間はいつごろを設定されているか。

古森局長

10時を想定している。

布施委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

なければ次に移る。会議の予定は確認いただいた。併せて1月から3月に開催される委員会、全員協議会、本会議の運営について5点確認する。

1点目、委員会での執行部報告事項は事前に資料熟読で、執行部は補足説明のみとして質疑を行うこととする。

2点目、所管事務調査はこれまでと同様に執行部から資料説明後、質疑を行うこととする。

3点目、傍聴席の制限も今回と同様に行うこととする。

4点目、各種会議中への執行部の出席者は案件の該当者のみ出席とすることとする。

5点目、予算決算委員会及び全員協議会の会場を議場とする。

以上5点について、このとおりの運営とすることによろしいか。

(「異議なし」という声あり)

はい。執行部はここで退席となる。執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは執行部は退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

2 陳情審査方法の検討について（意見陳述について）

布施委員長

前回の議会運営委員会で3月の陳情審査は今回と同様に、受付後、担当委員会へ付託後に審査し採決することを確認した。本日は各会派へお願いした、陳述の実施の有無について、事前に回答いただい

たものをまとめているので配信しているの確認してほしい。出された各会派から補足があればお受けする。

三浦委員

山水海からの意見で、補足させていただく。山水海は、前提の話で、請願陳情等の整理をすべきだということは今も変わらず意見として持っているのだが、その中では意見陳述はしないということで今までも意見を述べている。今回のこの陳情審査方法の検討についてという問いに対して、実施しないということで、その前提をもとに書いているが、ルールの基本的な整理がなされない中で、一つ一つのやり方をなしにしたり、つけ加えたりしていくのは少しルールの運用上や制度の運用上、あまりよろしくないのではと思っている。前提のところ整理できない状態であれば、現行のやり方、運用を踏襲してしばらくはそのとおりで進めていくのがよいのではということを確認している。したがって表現方法として、3月、6月は実施しないと書いてあるが、これは我々の前提としての意見として実施しないという方針をここに書かせていただいている、その前提が整理できないうちは、現行を運用することになるので、それに従って申し上げると、3月定例会議における意見陳述は実施することになる。回答の仕方が悪くて大変申しわけなかった。

布施委員長

山水海の三浦委員から、皆に配っている資料については、実施しないということだが、実施するということでよろしいか。

三浦委員

はい。

布施委員長

その前提としてルールの基本的なものを一つ一つ精査した上で、全体的な改訂があったら考えるべきだということではよいか。

三浦委員

はい。

布施委員長

では山水海の「実施しない」は「実施する」に変えてほしい。

小川委員

超党みらいの関係だが、この3月と6月は関連性があるという流れの中で書いたもので、3月については実施しない、これはあくまでも今までやってきたのは試行的なものであるという位置づけである。その中で、あまりにも会派の中で議論するに、問題があり過ぎるということで、一旦取りやめるべきということにしている。6月については実施するというので、これが矛盾しているのではというご意見もあるかと思うが、その中でルール化なども含めてきちんとすべきだが、この中に書いてある条件のもとだったら実施してもよいのではということ、逆に言えば書いてある理由について、こういったことが保障されるかルール化されない限りは実施しないということをつけ加えさせていただく。

布施委員長

超党みらいから、3月を含めて実施しないと言われたが、6月以降については条件つきで実施するというので、下にある項目をやった上であれば実施するというのでよろしいか。

小川委員

はい。

柳楽副委員長

公明クラブのこの表にある部分の、選択した理由のところ今朝少し追記させていただいている。請願陳情は文書で願意がわかるようにされるべきであるというのをつけ加えさせていただいており、これは6月のところの理由にも入れていただきたいと思います。それに加えて、憲法で保障されている請願と、されていない陳述は、やはり分けるべきだという考えのもとに、差をつけるべきだろうということで、陳述は実施しない。これは3月も6月も同じである。前回も申し上げたように、必要であれば参考人招致等を使う。またほかのやり方を考えることもあるかもしれないが、そういった形でやるということがよいただろうと考えている。

布施委員長

公明クラブから話があった。基本的には実施しない。請願陳情については、請願については国民の基本的権利であり憲法で保障されているものだから、それは委員会審査、採決、本会議で採決する。陳情についてはそういうものではないから陳述は実施しないという差をつけるべきだという意味合いで理由を言われた。それでよろしいか。

柳楽副委員長

はい。

布施委員長

ほかに委員からあるか。

(「なし」という声あり)

3月定例会議にて陳述するかしないかによって皆に課題を与えたのだが、山水海から実施すると変更になった。議会運営委員会はいくまでも民主主義で、最終的に決まらなければ多数決をやらねばならない部分があるのだが、ここで皆に協力していただきたいのは、皆は陳述をするかしないかによっての、採決はすべきだと一つある。あとは陳述するかどうかについてはこの前、前回の議会の中でするようなところはなかなかないような状態になるのだが、歩み寄りをする会派は今のところない状態であるが。創風会の皆も実施すると意見を言われているが、それについて意見を言ってもらえないか。

川上委員

書いてあるとおりののだが、創風会においては皆で寄り添って話をして、こういう形でやるべきであろうと。3月についてはこの形。それ以降については願意が酌み取れるような陳情を出していただき、問題ない場合は陳情者に陳述するかしないか確認していく方法で話が済んだ。3月については陳述を必ずやっていただきたい。それ以降についてはまた検討する余地があるのでは。先ほど山水海からもあったが、やはり全体の整理ができてないうちはこのまま進めるべきだろうと考えている。

三浦委員

少し訂正というか。山水海は陳情については採決もしないという主張をしている。陳情は配付のみということで、請願とそのように整理していったらよいのではという提案をしている。その点だけ。

布施委員長
古森局長

大変失礼した。

委員長一つ確認させてほしい。先ほどの公明クラブで、請願と陳情、必要であれば参考人招致というところだが、請願も陳情も両方も、必要であれば参考人招致なのか、それとも請願は陳述あり、陳情は陳述なしなのか。そこだけ確認したい。

柳楽副委員長

その部分も今後検討が必要なのかと思うのだが。とりあえずは、本当に差をつけようと思えば初めから、請願については陳述ありということもあると思うのだが、その部分を特には。陳情の部分で考えていたので、そこは深く思っただけでなかった。

布施委員長

公明クラブが聞かれて、そういったところもまだ整理できてないということで、それを整理して次臨むべきだということも結構、山水海の訂正部分であったと思う。そういったところも含めて整理して次に進めたらどうかということ。3月は現状のままでよいのではないかということも含めて言われたと思うのだが。ほかに。

小川委員

3月の陳述は我々の会派としては絶対に認められない。その理由は、試行ということもあるが、その中で結論が出ないということ。12月定例会議では従来の形態を踏襲した。私も8日の総務文教委員会、10日の産業建設委員会を傍聴させていただいた。全くこの中で、秩序が保てると思えないような実態があったことは、恐らくその場におられた方は感じられていると思う。

総務文教委員会の中では、審査の最中に陳情者が出歩いて、そして全員協議会室の中ではなかなか声が出せないということで、外に出て、廊下から中に向かってやじを飛ばす、そうしたことが向こうの入り口やこちらの入り口で、往来しながらそういうことをずっと継続していた。恐らく委員会メンバーの方は審議に集中しておられてなかなか状況を把握できてなかったのではと思うが、こういったことは当然あってはならないことだと思っている。

そして10日の産業建設委員会では傍聴者が立ち歩き、審査の最中だが、担当課長へ発言を強要するような行為もあった。そういう状況を見たときに、これは本来、陳述者としての資格はどうかということも含めてだが、傍聴規程にも当然違反する行為だと思っている。そうしたことがそれぞれの委員会の中では、委員には見えない部分があると思うが、我々はたまたま傍聴しているからそういった一部始終が把握できた。そうした点から見ても、そういう現状がある以上は、絶対にこういうことを許すようなことを議会はすべきではない。そういう立場で私は断固としてこの3月定例会議では陳述はすべきでないという主張である。

布施委員長
牛尾委員

ほかに委員から発言は。

このタイミングで僕も言うべきでないと思ったのだが、今小川委員が言われたのであえて言いたい。

産業建設委員会開催中の、時刻的には10時31分、私の発言中だったと思う。陳述者がある課長のもとへ走っていった。何かしたのだろうか。それを後ろにいる議員二人が見ている、明らかに叩いた。それが動画に残っている。陳述者が、常任委員会開催中に、執行部のもとへ行って腕を叩くなどというのは暴力行為である。

今は警察OBが見えているので一部始終を報告したのだが、こういうことが常任委員会開催中に行われている。陳述者によって。やはりきちんと整理しないといけないのではないかと。我々浜田市議会は、そういう陳述者の暴力行為を容認するという。委員会の秩序がなっていない。総務文教委員会も傍聴していたが、やはり委員会の秩序が守られていない。無法地帯である。一義的には委員長に大きな責任があると思う。2番目には陳述者の、本来あり得ない姿がどうかということなのだろうが。本来陳述は、市民の願意を皆の前で話す場として、非常によいと思っていたが、本来の意味にのっとって陳述を利用されていないのは非常に残念である。よかれと思って試行していることが、いろいろな行為によって潰されていく。私は本来、個人的には実施すべきだと思っているが、今のような事情が続くなら実施できない。

布施委員長
川上委員

ほかに。

私は産業建設委員会の委員長をしているが、先ほど陳述者が右往左往したと言われた。暴力行為という発言もあった。私がたまたま目を向けた時にはすでに転石といった声が聞こえると同時に騒ぐところだったので、陳述者という声しか出せなかった。もう一度動けば退席という形になると、そこまで考えたがその時点ではそこまでの対応をしていない。

今言われたように秩序が保てないのであれば、今後については陳述をやめていただくのではなく、陳述者に対して申し入れる。再度このようなことがあれば今後陳述をさせないという方向も考えてもよい気がする。

布施委員長

川上委員から陳述者に対して、牛尾委員のことに対する産業建設委員会委員長としての部分のその場のことで言われた。陳述者に対しては今後そういうことのないようにすべきだということなのだが。議会運営委員会の委員長としてお聞きするのだが、前回からこういった陳述する、しないはいろいろ、前議会からの課題とされているが、前回もそういった部分があったときには陳述者に対して注意喚起といったものをしなかったのか。した上で今回そういった部分があるのではと思うのだが。

川上委員

私は委員長として陳述を受けたのは初めてなので、これまでどういう形で委員長がしてきたかについては私の関知するところではない。私はそのように感じたので先ほど言ったように、今回は確かに

悪いことだと思うが、もう一度すれば退席を私としては考えていた。牛尾委員の発言中に右往左往していたことは非常にまずかったと思っている。

布施委員長

皆各常任委員会に所属されていて、今回に限らずそういう思いをされて、陳述や陳情の扱いについてどうしようかということで、ルール決めにしっかりして取り組むのだということは、それだけは確認できたと思う。実施するかしないか、するためにはこのように決めることも、いろいろなものを決める必要があるから、まだまだ9月、12月でやったものを継続するようにやったらどうかという案も出ている。皆に聞くがなかなか折り合いがつかない部分がある。

小川委員

先ほどの暴行行為というか、少し牛尾委員が言われるのと若干違うのは、発言されたのは田畑委員に変わってから。田畑委員が質疑されたときに腕を叩いた。それを私は間近で見ている。したがってそういう行為があったことと、それと陳述をやる、やらないということとは少し趣旨が違うかもしれないが、そうした陳述者の行為を許してはならないということは当然あるのでは。一般的な陳述についてと、陳述者がそういう行為を行うことについてどうするかといった場合、ある方から言わせればペナルティを科すべきではないか。そういう陳述者は向こう1年くらいはもう陳述は一切認めない。このくらいのこともあってよいのでは。そのくらい強い姿勢を議会としても示すべきではないかという意見もあった。そういうことも考えたときに、そういう行為が行われていることを、次がどうではなく、委員や委員長も見えないところでそういう行為が行われているという、いわゆるいじめ的な要素も含まれるが、誰も見てなかったから、あるいは気づかなかったから許してもよいのかということである。私は間近で見たいし証言もする準備はある。しかしご本人も含めてあまり負担になってはならないということもあるが、あとは議会の運営なので議員の責任として、この点について正すべきはきちんと正すということがなければ、こういった、次に陳述をやるかやらないかということが、次の議論として出てくるのではないかと思う。

陳述者のそういった行為を許した中で陳述を継続するというのは非常に問題があるという立場で発言をさせていただいている。

布施委員長

小川委員の今の意見に対して、何か。

牛尾委員

僕も少し誤解していた。今小川委員が言われる内容のとおりで。今後もそういう方がここで陳情することは、そういうことを、ターゲットになるのが嫌だから、職員が言うべきことを言えなくなる。しかも常任委員会開会中の話である。僕は謝ればよいとかいうレベルではなく、今回の問題は議会としてきちんとけじめをつけないと、笑われる。浜田市議会は常任委員会中に傍聴者が執行部に暴力を振

るっている、それを議員は何もしないのか、見過ごすのかと。無法地帯である。議会に責任を置く議員は22人いるわけだが、やはりこの問題はきちんとけじめをつけないと笑われると思う。

布施委員長 委員長としてなかなか難しい部分があるのだが。暫時休憩する。

[15時 07分 休憩]

[15時 36分 再開]

布施委員長 休憩前に続いて委員会を再開する。陳情審査の方法の検討について、各会派からはそれぞれ意見をいただいた。それでは3月定例会議審査時の意見陳述の有無について、皆の賛否を聞きたい。可として皆に伺うので、意見陳述に賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

賛成多数である。よって3月定例会議での意見陳述はすることに決した。

その後についてはいろいろと実施するわけだが、不都合があった場合は6月以降の見直しの部分についてはまたいろいろと提案していただきたい。事務局それでよろしいか。

古森局長 3月に陳述をするということになったが、陳述の進め方はこれまでどおりとするのか、先ほど言われた方法についてはどのようにするか。

布施委員長 実施するという事で賛成多数でやることになったが、実施することに対しての意見は。賛成の方、意見はあるか。

川上委員 私ども創風会としては、現行のままでやればよろしいかと思う。

布施委員長 山水海。

三浦委員 先ほども申し上げたとおり、ルールを大幅に、根本的に見直せない状況の3月においては、現行の運用でまずはよいのではと思う。我々も完全によいとは思ってない。しかし細かく変えていくと、というところで、現行を運用してみるということではよろしいのでは。

布施委員長 賛成者から、現行のままでよいのではということなのだが。反対された方は聞くべきか。

(「聞かなくてもよい」という声あり)

しっかり協議したので、賛成の方の意見を聞いたので、現行のままでやるということで、皆認識をお願いします。

小川委員 反対は言わせないのか。

布施委員長 反対の方。

小川委員 ずっと反対として意見を言わせていただいたのだが、結局何も改善しないということは、ああいった行為をそのまま認めることにつながるような気がするので、何らかの、今までどおりという中で起こった事実があるとすれば、それに対して少しでも工夫して。例え

ば委員長から提案があったように9時くらいから開始して、執行部がいないところでしてもらおうとか。何らかの、少しは変化があっても。やれば切りがないところもあると思うが、実際そういうことが起こっているとすれば、少しでも緩和していく、なくしていくためにはこのような工夫があってもよいのでは。一つや二つはあってもよいのではという気持ちでした。今日の数でいうと反対のほうが少数だとはわかるが、しかしやるなら今までどおりでよいというのは理解できない。少し工夫するところはして実施していただきたい。

牛尾委員

僕は反対のほうに入ったが、議会でいえば22人中の8人は反対ということだが、議会運営は22人全体にかかわることだが、全く一緒にこのまま3月に入るのはとても考えられないと僕は思う。少しでも、しょせん試行中なのだから、多少問題があったところに手を加えても、知恵を出すくらいのことをしておかないと笑われないか。

三浦委員

意見陳述については現行どおりの運用である。ただし先ほども申し上げたように、それは傍聴に来られる方や意見陳述をされる方には、きちんと委員会のルールにのっとって発言を求めるべきだと思う。それに準じない行動などがあったときには、もちろんそれはしるべき注意などは適用されるべきだと思う。

もちろん委員会は委員長の采配のもとで行われるべきなので、委員長がどういう判断をされるのか、それぞれの委員長に委ねるという判断もあると思うし、それ以上の何かルールを必要とするのであれば、きちんと傍聴規程やそういったものをいま一度確認しておくといったことをしておくのは必要なことではないかと思う。

意見陳述の有無とそことは、きちんと分けて考えておくべきだと思う。

布施委員長

賛成・反対それぞれ意見を伺って、ルールの中でしっかりやるべきだということもあるし、現行の見直し部分もあるが。賛成されたわけだが、見直しの部分でここはというところがもしあるのであればそれを入れて3月定例会議に臨みたい。

三浦委員が言われたように、傍聴規程や陳述規程といったものはもうあるので、ルールに沿ってやっていただくのが当たり前だと思っている。その上で、今まで試行的にやってきた陳述、全て受けてやった部分で不都合が起きやしないかということで、3月に向けてこの議会運営委員会で長時間にわたって議論した。答えが、現行のまま陳述するということになったが、その中でもしできるならこういった部分を入れてやったらどうかという提案があれば。今小川委員が言われたが、そういった部分を、執行部がいないところで1回やってみるのもどうかという案があったし。それを入れずに今までどおりやるということもある。それについてはどうか。

川上委員

変わってないのだが、やはり先ほど三浦委員が言われたように、

これは別に考えていただいて。今回は陳述をするしないに関する話で。しかしその方法については、見直す点があれば今後見直す。同時に、陳述についてもだが、この部分については委員長判断に委ねていただくのがベストだと考えている。私も委員長なのでしっかりやっていきたいとは思っている。その部分は、陳述を発表する前に申し上げて、それに対して対応すればよろしいかと思う。そのように3月はしたい。

布施委員長

委員にもう1回諮る。賛成するというので陳述は行うということだが、その中で、現行のままで陳述も含めて、今までどおりでよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。

三浦委員

現行か現行ではないかはどのように。

布施委員長

陳述の中でも小川委員が反対意見として言われたように、執行部を入れずにやるのか、三浦委員や川上委員が言われたように現行のまま、傍聴規程や陳述規程があつてそれを委員長がしっかり陳述者に言って守っていただく。要するに今までどおり。それでよいのか。

牛尾委員

先ほど、朝9時から委員だけでやるという提案もあつたが、それなら山水海も、試行なら試行でよいのではというようなニュアンスもあつたのだが、その辺の案の対比で諮ってもらわないと、本来の真意がそこで飛んでしまうのではという気がするのだが。そういう流れでもし皆が同意なら委員長に諮ってもらえないか。

布施委員長

提案があつたのは、いろいろ意見を受けて、ただ、現行のままでよいのか、しないのかするかといったときに、まず現行のままでよいのかといったときには皆賛成多数で可決した。その後やり方についてはどうしようかといったら、また皆が意見を言われたので。暫時休憩する。

[15時 48分 休憩]

[15時 55分 再開]

布施委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開する。3月の陳情について、意見陳述をするということになった。これについて、中身の内容についてはいろいろ案があると思う。なかなかまとまらない部分があるが、これについて各会派の意見をお聞きしたい。

三浦委員

ほかの会派の方々からも案が出ており、これについては一旦会派に持ち帰らせていただき、会派内で協議して、また次の機会に少し見解を会派として述べる。その時間をいただきたいと思うがいかがか。

川上委員

私どもも三浦委員が言われたように、やはりもう一度会派に持ち帰らせていただき、中で少し協議させていただきたい。

小川委員

持ち帰って検討することについてはやぶさかではない。ただ、陳

述を受けることは決まった。やはり今までどおり全く変わらない形でやることについては問題があると思う。超党みらいとすれば、今後やる場合には少し工夫が必要なのではないかということも提案させてもらっているので、このことも参考にさせていただきながら。もちろん我々会派内でも議論はするが、持ち帰り検討ということで了解したい。

柳楽副委員長

持ち帰りということについては賛成である。先ほどから、陳述に対するやり方の部分と、傍聴者に対する部分の話がいろいろ出てきていてごちゃごちゃになっているので、もしそのあたりも、はっきりさせるべきといってもなかなか難しいかもしれないが、それぞれの会派で傍聴規程としてもこういった対応をすべきではないかということも含めて出していただくということも、あってよいのかと思うがいかがか。

布施委員長

いろいろと意見が出てきた。陳述はするということで。今までどおりは問題があるから工夫が必要ではないかという意見や、その分について協議する上についても傍聴規則や委員会傍聴規程、いろいろあると思うが、そこをしっかりと練った上でのものを皆と共有して、次に反映していただきたいという意見があった。

皆、ご提案を各会派からいただいた。3月定例会議は陳述を行う。その内容については各会派への持ち帰りということによろしいか。

(「はい」という声あり)

日程的には後でお知らせするのでよろしくお願いする。

3 特別委員会について

布施委員長

前回の議会運営委員会で各会派にお願いした、協働のまちづくりに関する特別委員会の設置について、事前に回答をいただいたものをまとめているので配信する。各会派から補足があればご発言を。

沖田委員

選出区分などいろいろ記載したが、会派内の中で、やはり各常任委員会から出すべきだという意見もあれば、まだまとめきれてない部分があった。今回はこういう提案をさせていただいたが、まだ会派内で細々した点をまだ決め切れてない。

協働のまちづくりという幅広いテーマであるので、何が課題かも絞り切れてないところもあるので、委員会の立ち上げはもちろんやるべきだろうという考えだが、詰め切れてない部分がある。

布施委員長

設置は賛成。中身、内容についてはまだ絞り切れてない。

柳楽副委員長

公明クラブはこれまでと同じで、現状では設置しないということで。必要な事項が発生した場合に設置ということで変わってない。

布施委員長

ほかに。

小川委員

前期では自治区制度等行財政改革推進特別委員会という特別委員会と、中山間地域振興特別委員会と二つあったのだが、この中で議

論して出たのは、やはり行革とは今後もそこを検討する委員会があるべきではないかということで、そこに力を置いた上で協働のまちづくりと兼ね合わせた特別委員会だったらつくるべきではないかと、議論の中で変わったので、そのようにさせていただく。今のところたたき台としてはこういう形で提案させていただく。

布施委員長

超党みらいに確認する。行革に力点を置いた協働のまちづくり、協働のまちづくりの中の行革、捉え方もいろいろあると思うが。協働のまちづくりについては設置するという事なのだが、その中で行革に力点を置いたものをテーマとして上げるべきだという考え方か。

小川委員

テーマというより、設置目的。前回例えば、自治区と行革、その自治区がなくなったからそこに協働のまちづくりが入ったわけである。協働のまちづくりと行革という認識である。

川上委員

創風会はここに設置すると書いてあるのは、違う観点から設置したらどうかということであって、まちづくりに関しては設置する必要はないという判断である。下に書いてあることに関しては、今後こういうことも考えてよいのではということだと思う。

布施委員長

各会派からの意見を伺った。項目については目標・目的いろいろあるが、なかなかこれも難しい部分がある。設置するという事は大体。時期もあろうし、必要に応じてというのものもあるのだが。まず設置するかしないか。これについて。

(「目的がないと設置できない」という声あり)

協働のまちづくりに関する特別委員会の設置だろう。これはもう皆、会派に持ち帰ってやってくれと言ったのだから。あとは設置するかしないか。その中の、そこまで踏み込んでやると。

古森局長

協働のまちづくりの特別委員会を設置するか否かのみ。ほかの委員会のことについてはまた別途という意味合いか。

牛尾委員

会派内の意見は、協働のまちづくりはむしろ行革に力点を置いたという、書いてあるとおりで。まちづくりをつくるか否かと言われたが、むしろ、そう言われたのでそれもやるけど、本来は行革をやるべきではないか。類似団体に比べて2倍くらい箱物面積があるのだから、行革をやりながら。例えば議員定数をやる場合は2時間特別委員会の時間があれば1時間は議員定数をやって、議会改革を1時間やろうと、そういう感じでやったらどうかという話もある中でこういう感じで行革に力点を置いた。頭から二つという認識があるかもしれないが、そのように意見をまとめた。

布施委員長

牛尾委員が言われた、行革に力点を置いた、また協働のまちづくり、この両方に力点を置いたものをやったらどうかという提案があった。これに対してご意見はないか。まだそこまで絞り切れてないと沖田委員から発言はあったが。

局長、協働のまちづくり、今牛尾委員が言われた、行革のほうのテーマ、頭の大きな部分、それをもう1回検討してもらうか。

ただ皆、前回で協働のまちづくりに関する特別委員会を設置するかしないかということのを会派に持ち帰って決めてきてくれということなのだが、中身は決まらずで。

三浦委員

先ほど沖田委員がおっしゃったとおりで、協働のまちづくりという概念が大変広いので、具体的にどれかといえばいろいろ上がってくるという話で、なかなか整理がついてない。ただ、自治区制度という制度にかかわって協働のまちづくりという新しい仕組みが運用されている、概念的な協働のまちづくりではなく、まちづくりセンターになった、まちづくりコーディネーターを置かれた、自治区長がいなくなったとか、そういう、制度に関して現状どうなのかということは具体的に議論していけると思うので、そういった制度が移行して今どうなのかを議論するのは必要なのではという意見も出ている。したがって我々はそういった意味合いで設置する意味は一定程度あると思っているが、すごく、言葉の概念が条例にもあるようにすごく広いので、絞るのはなかなか難しいということもある、という意見である。

ほかの、自治区制度等行財政改革推進特別委員会や中山間地域振興特別委員会など今まで特別委員会があるが、その設置については特段必要ないということのを会派内では確認している。

布施委員長

なかなかこれもまとめるのは難しいので、それも設置するかしないかについて、設置ありきで考えるのではなく、必要に応じて設置すべきで。もう1回持ち帰らないか。委員長として提案させていただくが、この特別委員会を設置する目的、そして先ほど言った人数や選出区分を改めて、会派内でしっかり。今回出させていただくものに変更があった部分もあるが、次回出されるときには最終案をきちんとまとめていただきたい。

柳楽副委員長

確認だが、先ほど、今回のこの確認は、協働のまちづくりの特別委員会について、設置するかしないかというところで各会派からということで提案されていたということだったのだが、今度提出するものは、協働のまちづくりに関することではないものでも、各会派から出すということなのか。

布施委員長

それも含めてになる。そうしないとなかなか。協働のまちづくりの部分と、行革に力点を置いてやる特別委員会を同じようにつくるべきという、少し変わってくる可能性があるので、それを含めてやっていただきたい。それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

特別委員会は本当に必要にかられてやるものなので。議長も言われた。常任委員会のできるテーマは常任委員会でやったらよいと思

う。必要にかられて、緊急性のあるものとか、ぜひこれを提言していきたいというものがあれば、特別委員会をつくってやる必要があると思っている。その辺をまた協議していただき、最終案を出していただきたい。

これは今やったが、皆それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

では次の議題に移る。

4 浜田市議会基本条例の見直しについて

布施委員長

こちらについては今回初めて提案する。本日は協議を行わず、見直しの理由や今後の流れについて、事務局から説明をさせていただく。資料4をごらん願う。説明をお願いします。

近重書記

(以下、資料をもとに説明)

布施委員長

今事務局から説明されたが、何か確認しておくことはあるか。

(「なし」という声あり)

では本件については本日の議会運営委員会終了後に事務局から全議員へ書式と提出について依頼する。会派で取りまとめの上、1月31日月曜日までにメールで提出をお願いします。

2 その他

布施委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では次回の議会運営委員会の日程を確認する。1月24日の臨時会議に関する議会運営委員会を1月19日水曜日午前10時から全員協議会室で予定している。それとは別に、先ほど会派持ち帰りになった意見陳述を実施することについては皆賛成多数で実施することになったが、その運用については会派持ち帰りになった。そしてもう一つ、特別委員会の設置について、するかしないか、またテーマ、人数、運用、議員区分といったものを改めて協議していただくということで、日程を事務局から発表していただく。

古森局長

協議については先ほど言われたように1月19日の議会運営委員会のときに協議させていただきたいと思っているので、前の週の金曜日の14日までのところで陳述の件と特別委員会の件について、様式を送るので事務局へ提出をお願いします。

布施委員長

ただいま事務局から説明があった。1月14日までに事務局に意見陳述の部分と特別委員会の部分について報告していただき、それに対しての協議は1月19日の議会運営委員会で行う。そういうことで皆よろしいか。

(「はい」という声あり)

最後に本日の内容について各会派で必ず共有していただくようお願い

願います。それでは議会運営委員会を終了する。

[16 時 18 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司